

無戸籍者支援へ窓口

明石市 民法「300日規定」巡り

「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子」と推定する民法772条により、前夫の子として扱われるのを避けるため、母親が出生届を出さないまま「無戸籍」になった人について、兵庫県明石市は10月から相談窓口を設置し、総合的な支援に乗り出す方針を固めた。自治体としては、全国でも極めて珍しい取り組みになる。

「300日規定」による無戸籍者をめぐっては、法務省が7月、初の実態調査を開始した。併せて市町村の戸籍窓口などで戸籍を得るための手続きを周知するよう通知を出したが、支援団体からは「通知

後も、職員の知識不足で門前払いされる例がある」との批判がある。明石市は無戸籍者の相談を市民相談室で聞き取り、面接を希望する人に民間支援団体「民法772条による無戸籍児家族の会」(神戸市東灘区)による無料相談を実施。さらに市役所内にある日本司法支援センター(法テラス)を通じて、問題に詳しい弁護士を紹介し、戸籍を得るための法的手続きを支援する。住民サービスの窓口業務を担う職員への研修もする予定だ。

明石市が通知後に実施した調査では、市内に無戸籍者が少なくとも4人いることが分か

ったといい、泉房穂市長は「無戸籍者は学校に通えていないなど、さまざまな不利益を被っている。生活や教育の支援も含め、できることをしたい」と話す。

二宮周平・立命館大学教授(家族法)は「法的に困難な問題は初めの相談が重要だが、市民に近い部署での窓口設置や職員研修は当事者目線に立った取り組みといえる。他の自治体も明石市を参考に柔軟な支援をしてほしい」と話している。

【反橋希美】